

入 札 説 明 書

調達役務名

新潟市情報システムデータ入力業務委託

令和元年5月

新潟市総務部 I C T 政策課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名及び数量

新潟市情報システムデータ入力業務委託 一式

(2) 調達役務の内容等

「新潟市情報システムデータ入力業務仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 契約期間

令和元年10月1日から令和5年3月31日まで（42か月）

(5) 入札方法

入札は「半角英数カナ1文字あたりの単価」および「全角文字1文字あたりの単価」にそれぞれの予定文字数（別紙仕様書資料3参照）を掛けた総価により行うものとする。ただし、契約は、落札金額の「半角英数カナ1文字あたりの価格」および「全角文字1文字あたりの価格」による単価契約とするので、入札書の品名、品質・規格、数量、単価、金額の欄にはそれぞれの品名、単価等を必ず記載すること。単価については銭の単位（1円未満2桁）まで記載してよいこととする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、又は政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を契約課に提出し、入札参加資格の認定を受けた者であること。

(2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 本入札への参加申請日から契約締結の日まで、新潟市競争入札参加有資格者指

- 名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 当該業務に関し、本市の指示する期日に帳票の受領および成果品の納品ができる体制が整備されている者。
 - (5) 本業務と同様な契約実績がある者であること。
 - (6) 当該業務に関し、要求仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。
 - (7) 「プライバシーマークの認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証（ISO27001認証）」のいずれかを取得している者であること。

3 問い合わせ先等

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市総務部ICT政策課

電話025-228-1000 内線32480 FAX 025-280-1191

e-mail ict_policy@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」、様式第2号「秘密保持誓約書」、様式第3号「会社概要書」および様式第4号「実績一覧表」を、令和元年6月17日午後5時までに上記3の場所に持参または郵送にて申請すること（郵送の場合は上記日時必着とする）。

なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

- (2) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和元年6月25日までに連絡先E-mailに送信する。
- (4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和元年7月8日午前10時

イ 場所 上記3の同所 分館1-501会議室

- (2) 郵送による入札書の受領期間及び提出先

ア 受領期間 令和元年6月28日から令和元年7月5日午後5時まで
(上記日時必着とする)

イ 提出先 上記3の場所へ提出すること。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第5号「質疑書」を令和元年5月24日午前8時30分から令和元年6月17日午後5時まで、上記3へメールにより提出すること。電話や口頭による質疑は原則として受け付けないものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第6号「入札書」及び様式第7号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第6号「入札書」を提出しなければならない。
 - ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行場所
 - オ 品名
 - カ 品質・規格、数量、単価及び金額
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便(書留郵便に限る。)により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状の記入は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。

- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（金額を除く）
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規程により再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を落札者とししない場合がある。

10 契約の停止等

本調達役務の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 支払いの条件

業務委託の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 競争入札参加資格審査申請

本調達役務の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていない者で本調達役務の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を令和元年6月17日までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお、この場合は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付票」を入手のうえ、その写しを「4. 競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16 その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項目	摘要
入札公告年月日	令和元年5月24日
公告番号	新潟市契約公告第18号
調達物品名	新潟市情報システムデータ入力業務委託
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添付書類	・秘密保持誓約書(様式第2号) ・会社概要書(様式第3号) ・実績一覧表(様式第4号)
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、「新潟市情報システムデータ入力業務委託に関する業者選定（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- （1）公知の情報
- （2）甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- （3）開示について、甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採ってもかまいません。

（情報の返還）

第7条 乙は本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、また甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 年 月 日

（乙）所在地
称号又は名称
代表者氏名

印

会社概要書

会社名				
代表者名				
本社所在地				
電話番号				
FAX 番号				
開設・創設年月日				
資本金	(単独)	円	(連結)	円
前年度売上高	(単独)	円	(連結)	円
従業員数	全従業員数		人	
	(うちパンチャー)		(人)	
ホームページ アドレス				
セキュリティ 関係の資格取得	プライバシーマークの認定			有 無
	ISMS(ISO27001) の認証 (認証登録番号:)			有 無

新潟市内の支店・営業所又は本契約を所管する支店・営業所等		
支店・営業所名称		
所在地		
電話番号		
FAX 番号		
常勤の従業員数	新潟市内に常駐している従業員数	人
	(うちパンチャー)	(人)
1日あたりの最大 入力可能タッチ数	タッチ (半角英数カナ) /日 (上記パンチャーの入力可能なものに限る)	
担当者及び連絡先	氏名: 電話番号: E-mail:	

実 績 一 覧 表

社名 _____

新潟市情報システムデータ入力業務と同様の契約実績を記入すること。

	自治体等名	区分	業務名	契約期間
例	〇〇市	政令市	〇〇市データ入力業務	H28.4~H31.3
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

- ※ 公告日前10年間における日本国内の省庁・都道府県・政令市（政令指定都市）・中核市及び特別区における類似業務の実績を記載すること。
- ※ 「自治体等名」は業務着手当時の自治体等の名称を記入すること。
- ※ 「区分」は政令市、都道府県、中核市、特別区、省庁の優先順で記入すること。
- ※ 「業務名」については、当該事業の名称を記入すること。

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者)
(電話番号)
(ファックス番号)

- 1 公告番号 新潟市契約公告第18号
- 2 件 名 新潟市情報システムデータ入力業務委託

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注2 本質疑書の提出後10日以内に全参加者宛てにメールにて回答します。

入札書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認の上、入札いたします。

金 額	百	千	円	
履 行 場 所	指定場所			
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額
新潟市情報システム データ入力業務委託	半角英数カナ		円	円
	全角文字		円	円

(注) 入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

[記載例]

入札書

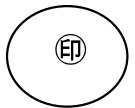
新潟市長様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目 番〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



受任者 〇〇 〇〇



委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。(委任を受けた場合、社判と代表印の押印は不要です)

総額(税抜)の金額を記入してください。下記「金額」の合計額。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件に承認の上、入札いたします。

金額	¥	百	〇	〇	千	〇	〇	円	〇	〇	〇	契約期間における予定 エントリー文字数
履行場所	指定場所											
品名	品質・規格		数量		単価		金額					
新潟市情報システム データ入力業務委託	半角英数カナ		〇〇〇〇		〇〇〇円		〇〇〇〇〇〇円					
	全角文字		〇〇〇〇		〇〇〇円		〇〇〇〇〇〇円					

(注) 入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 新潟市情報システムデータ入力業務委託

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

社判と代表者印のそれぞれを押印します。
印影は新潟市競争入札参加資格登録での
届出使用印としてください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

受任者 氏名 〇〇 〇〇 印

記

件名 新潟市情報システムデータ入力業務委託

新潟市情報システムデータ入力業務委託仕様書

平成 31 年 3 月

新潟市総務部 ICT 政策課

目次

1	業務の名称.....	1
2	業務の目的.....	1
3	委託期間.....	1
4	委託業務の内容.....	1
5	契約形態及び支払.....	1
6	成果物等.....	2
7	契約期間前のテスト.....	2
8	セキュリティの保全.....	3
9	その他.....	3

新潟市情報システムデータ入力業務委託仕様書

1 業務の名称

「新潟市情報システムデータ入力業務」

2 業務の目的

本業務は情報システムデータ入力を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

3 委託期間

令和元年10月1日から令和5年3月31日

4 委託業務の内容

新潟市（以下「甲」という。）の指定するレイアウトに沿って受託者（以下「乙」という。）が入力帳票等をデータ化し、磁気媒体にて納品する。

(1) 入力帳票仕様

資料1「入力帳票仕様書」のとおり。

なお、入力帳票の追加及びレイアウト変更が生じる場合があるが、その際は甲の指示に従うこと。それに伴って生じる諸費用（プログラム作成、修正等）については、乙の負担とする。

(2) 運用形態

乙は甲が提示するスケジュールに従い、甲の帳票所管課に出向いて入力帳票及び依頼伝票を受領し、データ入力作業後同課に入力帳票を返却すること。その際、甲の帳票所管課が作成した依頼伝票に作業実績を記入し、帳票所管課担当職員より確認を受けること。また、入力データを格納した媒体は甲のICT政策課に提出し、担当職員の確認を受けること。

なお、詳細は資料2「運用形態」を参照すること。

(3) 契約期間中の業務の見込数量

資料3「契約期間における予定エントリー文字数」のとおり。

5 契約形態及び支払

契約形態は、「半角英数カナ1文字あたりの価格」及び「全角文字1文字あたりの価格」による単価契約とし、支払は、甲の指示により、毎月、その前月納品分を集計し、月単位で支払うものとする。なお、各月の支払金額については、別表1「業務委託料の単価及び計算方法」の計算式により算出し、当該月の前月納品分を集計した金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）とする。

別表1「業務委託料の単価及び計算方法」の入力帳票の半角英数カナの平均文字数及び入力帳票の全角文字の平均文字数については、資料1「入力帳票仕様書」を参照すること。

6 成果物等

(1) 成果物

- ア 入力データを格納した媒体を、正・副2本作成すること。
- イ 入力ミス発生率は、2/10000未満を遵守すること。
- ウ 品質保持のためベリファイチェックを行うこと。
- エ 入力データのチェック方法について、甲から特に指示がある場合は、その指示に従うこと。

(2) 納期

毎月25日（土日祝日の場合はその前日）までに翌月のスケジュール表を甲のICT政策課が一括して乙に提出する。

乙は甲が提示するスケジュールを厳守するものとし、一切の遅延は許されない。ただし、甲のICT政策課担当職員にあらかじめ許可を得た場合はこの限りでない。

甲が提示するスケジュールは資料4「平成30年度の業務別スケジュール」を参考とすること。なお、資料4は今後のスケジュールを示すものではないので注意すること。

(3) 作業場所

乙は、自らの管理がおよぶ、セキュリティ対策が十分に施された建物内（入退室管理、生体認証、パスワード認証等）で作業を行わなければならない。

入力帳票、納入媒体は耐火設備及び上記セキュリティ対策が完備された保管庫で保管すること。

(4) 納入場所・納入方法

以下で指定する場所に持参し、直接渡すこと。

入力帳票：甲の帳票所管課（詳細は資料5「帳票所管課一覧」参照）

作成データ（磁気媒体）：甲のICT政策課

なお、部署移転等により指定場所に変更が生じる場合は、甲は事前に乙へ通知するものとし、乙は甲の指示に従うものとする。この変更により生じた交通費等の費用は、乙の負担とする。

(5) 納入媒体

資料6「納品磁気媒体仕様書」参照。

なお、履行期間中に納入媒体の仕様に変更が生じる場合は、甲は事前に乙へ通知するものとし、乙は甲の指示に従うものとする。この変更により生じた費用は、乙の負担とする。

7 契約期間前のテスト

乙の作成するデータを使用し、甲の各業務システムが正常に稼動するか、また、運用形態に問題は無いか検証するため、テスト期間を設ける。

(1) 期間

契約締結後から令和元年9月30日までの期間（約2か月間）。

(2)内容

甲が提示するスケジュールに従い、実際の入力帳票でエントリー作業を行う。入力帳票、依頼伝票の授受は甲のICT政策課にて行う。成果物は、実運用と同じく、磁気媒体を正・副2本作成し、納品すること。

(3)検査

成果物である作成データを甲が検査する。検査の結果、入力ミスが1件でも認められる場合には再テストを要求する場合がある。その際、乙は再テストの要求に応じること。

また、作成データにより甲の各業務システムが正常に稼動しない場合も同様とする。

(4)テスト費用

テストに関して発生する費用は乙の負担とする。

8 セキュリティの保全

乙は、本業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティ基本方針」とともに次の事項を遵守し、甲の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「新潟市個人情報保護条例」、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」等、甲が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は、「新潟市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

(1)乙は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

(2)乙は、この契約について、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(3)乙は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ甲が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(4)乙は、成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生の理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を甲に報告し、応急措置を加えた後、書面により甲に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

(5)乙は、成果物、記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

9 その他

(1)契約解除

上記7(3)の検査に合格しない場合、また、テスト期間中、本運用開始後を問わず、甲が提示したスケジュールを遵守できない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。これに伴い乙が損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(2) 経費

本仕様書を遵守するために要する経費（テスト期間の作業を含む）は、全て乙の負担とする。

(3) 入力データを格納した媒体の運搬に関する注意事項

ア 乙は、運搬者名簿（会社名、所属、氏名を記載）を契約期間開始前に甲に提出すること。

イ 運搬者は複数人でなければならない。また、全ての集配業務は2人組以上で行うこと。

ウ 入力帳票は運搬時に直接第三者の目に触れないようにすること。

エ 入力データを格納した媒体は甲が用意するケースに格納し、施錠の上、運搬すること。

(4) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに甲乙で協議を行い、業務を実施すること。

(5) 法令などの順守

本業務の実施にあたっては、日本国の法令及び本市の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

(6) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、甲は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、乙は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

別表 1

業務委託料の単価及び計算方法

(1) エントリー料
 レコード数に「レコード単価」を乗じた金額
 (依頼伝票の1行ごとに1円未満の端数を切り捨てる)
 注:「レコード単価」は、1レコード中の半角英数カナ文字の平均文字数に単価を乗じた金額と、全角文字の平均文字数に単価を乗じた金額とを合計した金額とし、小数点以下第2位まで(第3位切捨て)とする。

【計算の例】

半角カナ1文字あたり9.99円、全角文字99.99円の場合

エントリー依頼・納品伝票

業務コード	業務名	ファイル名	媒体名	媒体受領日 20 年 月 日 AM :	媒体受領者名			
担当課名	担当者名・内線 ()	完了希望日 20 年 月 日 AM :		入力票返却受領日 20 年 月 日 AM :	入力票返却受領者名			
帳票コード	入力帳票名	文字数		依 頼		納 品		備 考
		半角	全角	枚 数	レコード数	枚 数	レコード数	
999	入力帳票 A	1234	34	111	111	110	110	不作成 1
998	入力帳票 B	4321	21	22	88	22	88	

入力帳票Aのエントリー料
 $(12 \text{ 文字} \times 9.99 \text{ 円} + 34 \text{ 文字} \times 99.99 \text{ 円}) \times 110 \text{ レコード}$
 $= 387,149 \text{ 円 (1円未満切捨)}$

入力帳票Bのエントリー料
 $(43 \text{ 文字} \times 9.99 \text{ 円} + 21 \text{ 文字} \times 99.99 \text{ 円}) \times 88 \text{ レコード}$
 $= 222,583 \text{ 円 (1円未満切捨)}$

本エントリー依頼伝票のエントリー料合計
 $387,149 \text{ 円} + 222,583 \text{ 円} = 609,732 \text{ 円}$

※1枚の依頼伝票に、複数行の同一帳票があっても、1行ごとにエントリー料を計算する。

新潟市情報システムデータ入力業務委託契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する「新潟市情報システムデータ入力業務」について、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 委託業務の名称

「新潟市情報システムデータ入力業務」（以下「本業務」という。）

2 委託業務の内容

別紙「新潟市情報システムデータ入力業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行場所

甲の指定する場所

4 履行期間

令和元年10月1日 から 令和5年3月31日 まで

5 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は別表1のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

7 契約条項

別紙「新潟市情報システムデータ入力業務委託契約書 契約条項」とおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新 潟 市

代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

印

別表1 (契約単価)

新潟市情報システムデータ入力業務の単価及び計算方法

1 業務委託料の単価 (ベリファイを含む単価)

(1) データパンチの単価			
ア	半角英数カナ	1 タッチ	〇.〇〇円
イ	全角文字	1 文字	〇.〇〇円

2 業務委託料の計算方法及び金額

(1) エントリー料
レコード数に「レコード単価」を乗じた金額 (依頼伝票の1行ごとに1円未満の端数を切り捨てる)
注:「レコード単価」は、1レコード中の半角英数カナ文字の平均文字数に単価を乗じた金額と、全角文字の平均文字数に単価を乗じた金額とを合計した金額とし、小数点以下第2位まで(第3位切捨て)とする。

【計算の例】

半角カナ1文字あたり9.99円、全角文字99.99円の場合

エントリー依頼・納品伝票

業務コード	業務名	ファイル名	媒体名	媒体受領日 20 年 月 日 曜日	媒体受領者名
担当課名	担当者名・内線	完了希望日 20 年 月 日 曜日	入力票返却受領日 20 年 月 日 曜日	入力票返却受領者名	
帳票コード	入力帳票名	文字数 半角 全角	依 頼 額 枚 数 レコード数	納 品 枚 数 レコード数	備 考
999	入力帳票A	1234	111 111	110	110 不作成1
998	入力帳票B	4321	22 88	22	88

入力帳票Aのエントリー料

$$(12 \text{ 文字} \times 9.99 \text{ 円} + 34 \text{ 文字} \times 99.99 \text{ 円}) \times 110 \text{ レコード} \\ = 387,149 \text{ 円 (1円未満切捨)}$$

入力帳票Bのエントリー料

$$(43 \text{ 文字} \times 9.99 \text{ 円} + 21 \text{ 文字} \times 99.99 \text{ 円}) \times 88 \text{ レコード} \\ = 222,583 \text{ 円 (1円未満切捨)}$$

本エントリー依頼伝票のエントリー料合計

$$387,149 \text{ 円} + 222,583 \text{ 円} = 609,732 \text{ 円}$$

実際の請求は、609,732円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

新潟市情報システムデータ入力業務委託契約書 契約条項

(目的)

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを請け負うものとする。

2 甲が乙に委託する本業務及び本業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の本業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。

4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(作業場所)

第4条 乙は、本業務の実施上の必要性から甲の施設内で作業を行う必要があるときは、甲に作業場所の使用を要請することができる。この場合は、明確に他の事務室と区分される場所とする。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、作業場所を有償又は無償により貸与する。

3 乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(資料等の提供、管理及び返還)

第5条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。
(主任担当者の指定及び通知)

第6条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。
(直接対話の原則禁止)

第7条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。
(指揮命令)

第8条 乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の本業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。
(事故等の報告)

第9条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。
(作業状況の報告等)

第10条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。
(甲の検査監督権)

第11条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業現場の実地調査し、本業務の実施に係る必要な指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。
(成果物の納入)

第12条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契

約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

（第三者の権利の使用）

第13条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

- (1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。
- (2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。
- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第14条 乙は、本業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるもの及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

（秘密の保持）

第16条 甲乙は、本契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、本契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したものの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたものの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第17条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。

(履行届書の提出)

第18条 乙は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第19条 甲は、前条の履行届書を受領したときは、その日から10日以内に本業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。

2 乙は、本業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正し、再度、甲の検査を受けなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に要する費用は、甲の負担とし、前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(委託料の請求及び支払)

第20条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額が支払われなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(契約の変更)

第21条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(履行期限の延長)

第22条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する日までにその義務を履行することができないときは、速やかにその事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(履行遅延に関する違約金)

第23条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに本業務を完了することができない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金の額は、履行期限の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

(瑕疵担保責任)

第24条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

(損害賠償)

第25条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に行わなければならない。甲は請求権を行使することができない。

2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約金額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。

3 前項の規定は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合はこれを適用しない。

(甲の解除権)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由なく定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後1か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為に関する甲の解除権)

第27条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合を除く。）
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分を取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合

2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(契約解除に関する違約金)

第28条 乙は、第26条第1項又は第2項、若しくは前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、既に業務の一部を履行しているときは、その部分については違約金の対象としない。

2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

(談合その他不正行為に関する賠償)

第29条 乙は、本契約に関し、第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 第27条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第27条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第30条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第31条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第32条 乙が甲に成果物を納入する前に成果物に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が甲に成果物を納入した後に成果物に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第33条 本契約の履行に関し、原始資料等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用の負担)

第34条 本契約の締結に要する費用並びに原始資料等及び納入すべき成果物の運搬その他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(消費税及び地方消費税)

第35条 支払請求書に付すべき消費税及び地方消費税の税率については、情報システムデータ入力業務実施月末時点において施行されている消費税法及び地方税法によるものとする。

(法令の遵守)

第36条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規

則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟市条例第49号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第37条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(存続条項)

第38条 第15条(個人情報の保護)、第16条(秘密の保持)、第17条(情報の目的外使用の禁止)、第25条(損害賠償)、第29条(談合その他不正行為に関する賠償)、第39条(合意管轄裁判所)及び本条(存続条項)の規定は、本契約の終了後又は解除された後も存続するものとする。

(合意管轄裁判所)

第39条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第40条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

(特記事項)

第41条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の規定による。

3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の規定による。

4 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。